

# オーストラリアにおける中小企業政策

草 原 光 明

## I はじめに

オーストラリアにおける中小企業政策は1980年代の半ばになって政府の施策に多くみられるようになった。所謂ミクロ経済改革という企図の下での諸施策に含まれているように思われる。この1980年代の後半以降に形を成したミクロ経済改革は、オーストラリア経済の競争力の向上と生産性の増大とを意図したものに他ならない。具体的には製造業に対する保護政策の縮小、運輸・通信産業における調整的な改革、税制度の改廃、労資関係制度の改編、労働者の技能訓練の増進および公共部門の産業の機能と所有権の改編を内容とするものである。そしてこの施策の実現の手段として、施策推進の基本要素のなかから政府コントロールの部分を取り去ることによって効率性の確保と競争をより自由なものの中に置こうとするものだといわれている<sup>1)</sup>。

中小企業に対する政策的な意識は1980年代の末頃に形成されてくるものである。それまでは中小企業の個別的な経営の問題として認識されており、問題認識の視点も他の問題領域の一環とみなされていたように思われる。たとえば、80年代初期の政府統計書ではオーストラリアの在来型の代表的な3業種、鉱業・製造業・建設業を取り上げて、在来産業問題として各々の業種で統一的に従

業者数の規模別区分を施した上で、企業の賃金格差と付加価値額の格差を指摘している。しかし、分析はなされていない<sup>2)</sup>。オーストラリアで中小企業に対して包括的な形で政策的な意図が示されてくるのは1980年代末の1988年になってからである。オーストラリアで初の中小企業白書が刊行を見たことにそれを見ることができよう。すなわち1988年9月に刊行された“*Small Business In Australia 1983-84 To 1986-87*”<sup>3)</sup>という表題の、本文にしてわずかに58ページの統計書である。これをオーストラリア政府による中小企業白書の第1集とするならば、第2集は2年後の1990年版として刊行というふうに、ほぼ2年毎に続き、それに伴って内容が充実してきて、中小企業に対する施策も掲載されるようになってきている。したがって以下の本稿の論述はこの「白書」を中心にして進めていくことになる。

## II 中小企業政策の主体と政策体系

オーストラリア政府による中小企業への施策は主として各州（ノーザン・テリトリー＝北部地域と首都地域を含む）政府によって遂行されてい

1) Philip Lewis, *A Guide to the Australian Economy*, Longman Cheshire, 1994, pp. 14-15.

2) Australian Bureau Of Statistics Canberra, *Integrated Economic Censuses And Surveys Enterprise Statistics: Details By Industry Sub-Division Australia 1978-79 (Preliminary)*, Noon 20 March 1981, p. 5.

3) Ian Castles (Australian Statistician) ed, *Small Business In Australia 1983-84 to 1986-87*, Australian Bureau Of Statistics, September 1988.

る。各州に中小企業庁 (Small Business Agency) が設けられており、この中小企業庁のもとで中小企業のための種々の施策が行なわれる。中小企業政策が主として州政府によって行なわれるという意味は中央政府であるオーストラリア連邦政府は中小企業に対しては直接的な政策の主体ではない、という意味である。連邦政府による政策によって中小企業が何らかの影響を受けるとすれば、たとえば産業政策による影響が間接的には中小企業に及んでくるであろうと考えることはできる。

中小企業庁が行なう中小企業への施策の特徴は、対企業 (組織) というよりもむしろ中小企業に関係する個人・団体が政策の対象となっているという点にある。

中小企業で働く個人又は団体に対して中小企業庁が準備した施策は、それら個人又は団体が中小企業を創業し、あるいは順当に経営を維持するために必要なことがらを「援助」していくことである。「経営の救済」という主旨は含まれない。中小企業を含めて経営の倒産については、その処理に関する側面から1966年に制定されたThe Bankruptcy Act (倒産処理法) があって、Attorney-General (法務長官) がその法に依って倒産の原因調査結果などを含めて有益な資料を年報の形式で発表しているが、政策としては中小企業政策とは全く次元を異にするものである。

従ってオーストラリアの中小企業政策は「個人への援助」の体系である。この援助が2つのレベルで行なわれる。1つはアドバイスであり、もうひとつは照会である。

#### 1) 経営アドバイス

これに含まれる事項は、経営の管理、税金問題、市場拡大、労働者の技能訓練、金融問題、法律上の係争問題、経営計画である<sup>4)</sup>。

#### 2) 専門機関への照会

中小企業を経営する上で、あるいは中小企業で働らいていく上で当面する種々の問題について、それを解決する糸口をつかむために専門機関あるいは専門官への照会を行なう<sup>5)</sup>。

#### 3) 特別支援

上記2つが中小企業の施策の内容であるが、特殊な場合への支援策として「創業者支援」とでも呼ぶべき施策がある。これから新たに事業を起こそうとしている個人に対して創業に必要なことからについての支援がある。

こうした援助は各中小企業庁の Business Advisory Group (事業相談窓口) を通じて行なわれるが、こうした援助の目標は中小企業に係わるものが解決を迫られて直面している諸問題にいかに対応すべきか、その中小企業の事業をいかに増進させるか、別の企業への生長がいかに進むか、あるいはその他中小企業の運営で生起する諸問題の解決に必要な方法が具体的に発見され実効を持つことにある。

#### 4) 広報活動

中小企業の経営に関わる諸問題への専門的な立場からの助言が広報活動を通じて行なわれる。多くは企業経営の管理的な問題についてであるが、ビデオテープや出版物の閲覧と販売がなされる。担当する部署の名称は、州によって異なるが、6つの州と2つの地域に各々設置されている。

### III 中小企業に対する認識

中小企業政策の対象については先に触れたように、中小企業に携さわる人々・個人である。それは中小企業の経営主であり、そのパートナーであり、あるいは従業員である。中小企業の存在そのものをオーストラリア経済の再生産の構造あるいはオーストラリアの資本蓄積の機構という視点から対象認定するものではない。また中小企業の存在を問題性として促える視点からのものでもな

4) W. McLennan (Australian Statistician) ed., *Small Business In Australia 1995*, Australian Bureau Of Statistics, p. 145.

5) W. McLennan, *op. cit.* p. 145.

い。

しかし、オーストラリアの国民経済に占める中小企業の地位については、その重要性は十分に認識されているように思われる。たとえば雇用機会の提供の機能については、1980年代半ばから1990年代半ばにかけての10年間の年々の伸長率についてみると、物的生産部門では大企業のそれよりも中小企業におけるそれがはるかに大きく、サービス部門については大企業よりも劣るものの毎年3%に近い伸び率を示してきていることからわかる。

さらに中小企業の技術革新には、グローバル化の中で競争力の確保の視点から一定の関心が払われている。オーストラリア経済が一国完結型の経済運営が不可能となった1970年代の2度の石油ショックを経験した後に、開放型の経済の担い手として中小企業にも期待がかけられている<sup>6)</sup>。

オーストラリアにおける中小企業の地位を統計的に補足してみると、民間部門では約85万の事業所数に上り、従業員数が290万人に達する。この数はそれぞれ、民間部門の97パーセントと51パーセントに相当する。

さらに中小企業が再評価されつつある根拠は、オーストラリア経済の国民経済としての一般的な目標と世界規模的な経済のあり方との調整的な役割が中小企業の機能に期待されつつあるという事情のなかにある。

だが、こうした中小企業に特に注目した歴史は日が浅い。たとえば、ここで言う中小企業白書 (*Small Business in Australia*) が刊行されたのは1988年であり、そこに収録され中小企業の視点から編集された統計数値は1983-84統計年度からのものである。しかも「白書」は年報ではなく、第2集は最初の白書の刊行から2年を経た1990

年版であり、また第3集が1993年版、第4集が1995年版というふうに、ほぼ隔年の刊行となっている。刊行から配本までも相当に時間を要しているように思われる。第5集の刊行は1997年と考えられるが、少なくとも大学図書館では1999年3月の時点では配架されていなかった。

オーストラリアでの中小企業に対する認識のあり方は、日本的なものとは相当に距離があるように思われる。規模別賃金格差の存在とその歴史的な再生産、企業間関係の問題としての系列・下請制を問題視するような論調は見あたらない。研究者のレベルでも「系列」をとりあげる場合は中小企業のパフォーマンスの視点からの問題としてである。

#### IV 政策対象としての中小企業——中小企業の定義——

オーストラリアの政策当局による中小企業の概念規定は大きく2つの視点からなされている。

1つは中小企業の経営的特質からの把握である。あるいは組織的特質の把握である<sup>7)</sup>。

中小企業とは、

①所有と運営において独立性が強い、ということ。

②所有と経営とが一致しないし密着している、ということ。

③経営の意思決定の機能は所有者ないし経営者次第だ、ということ、この3点が指摘されている。

他方では統計処理上の定義がある。ここでは産業別に大きく3分される。

①非製造業の場合、中小企業とは従業員 (employees) 数20人未満の事業所である。従業員のなかには自営業主、あるいは雇用主は当然のように含まれない。しかし従業員のいない自営業もこの範囲に含まれるようである。

6) Philip Lewis, op. cit., p. 5 および W. McLennan, op. cit., p.1. また総論的には、House of Representatives Standing Committee on Industry, Science and Technology のレポート *Small Business in Australia Challenges, Problems and Opportunities (1990)* がある。

7) W. McLennan, op. cit., p. 1 あるいは House of Representatives Standing Committee on Industry, Science and Technology の前掲レポートを参照。

②製造業の場合、中小企業とは従業員数で100人未満の事業所を指す。そして製造業、非製造業とも区分の基準は専ら従業員数であって、資本金額、あるいは出荷額等による区分はなされていない。

ただし、「白書第1集」においては、農業を除いて製造業、非製造業に区別は設けず、一律に従業員数20人未満をもって中小企業 (Small Business) と規定していた<sup>8)</sup>。

③農業の場合、中小企業の範囲の規準として従業員数は用いられず、オーストラリア統計局によってEVAO (Estimated Value of Agricultural Operations) にならって次のように基準が定められている。

- 耕作地・作付地
- 家畜の頭数
- 年間出荷額

農業的中小企業とは、これらのいずれかについてその価額が22,500ドル (オーストラリアドル、以下同じ) から400,000ドルの間の事業所ということである。しかし、22,500ドル未満の事業所については、統計から除外してある。その理由は、商品生産への寄与度が22,500ドル未満では取るに足りないものとみなされるためである。

中小企業の定義について、以上の2様の基準による規定が用いられているが、中小企業の経営的特質からの規定と統計的な規定との間には一定の関係があるとみられている。

これが政府関係の実務的な意味での中小企業の一般的な定義である。しかし、これ以外にも、この規定を援用した2つの規定もある。1つは“very small employing business”の規定である。いわば零細企業であるが、これは経営主を含めて、「従業者」とみなして5人未満の事業所を指している。もう1つは“non-employing business”であり、雇用者のいない自営業層ということになるであろう。実務上は統計処理上の場面に

合わせて適用されている。

こうしてみると、オーストラリアにおいては中小企業の存在は、厳密にはSmall Business (小企業) の存在こそが意識に上っており、厳密に中・小企業層という形では意識されていない、というべきである。OECDの1997年のレポート、*Globalisation And Small and Medium Enterprises (SMEs)*<sup>9)</sup>によると、オーストラリアについても「中小企業」の概念で“Small Business”を扱っているが、そこには他のOECD諸国と異なってオーストラリア独自の意識が働いているように考えられる。

なお農業<sup>10)</sup>における中小企業の基準について補足しておけば、農業では従業員数が基準として採用されていない理由がある。農業では労働力の存在が他産業に比して著しく異なるがためである。農業では一般的には常雇の労働者は極めて少い。農業における短期の労働力需要に合わせて季節労働者 (seasonal workers) あるいは渡り労働者 (itinerant workers) の存在が農業労働力の大半を占める。ここに従業員数による農業経営規模を画定しがたい理由がある、とされている。

## V オーストラリアの産業構造における中小企業の位置

オーストラリアの企業構造を最近の状態 (1994-95 統計年度) についてみてみよう。図1はこれを示したものであるが、オーストラリアでは全体として93万弱を数える事業所があり、そこにおよそ740万人が従事している。このうち公的部門には4500余りの事業所が配置され、160万人がこれに従事する。その比率はおよそ22

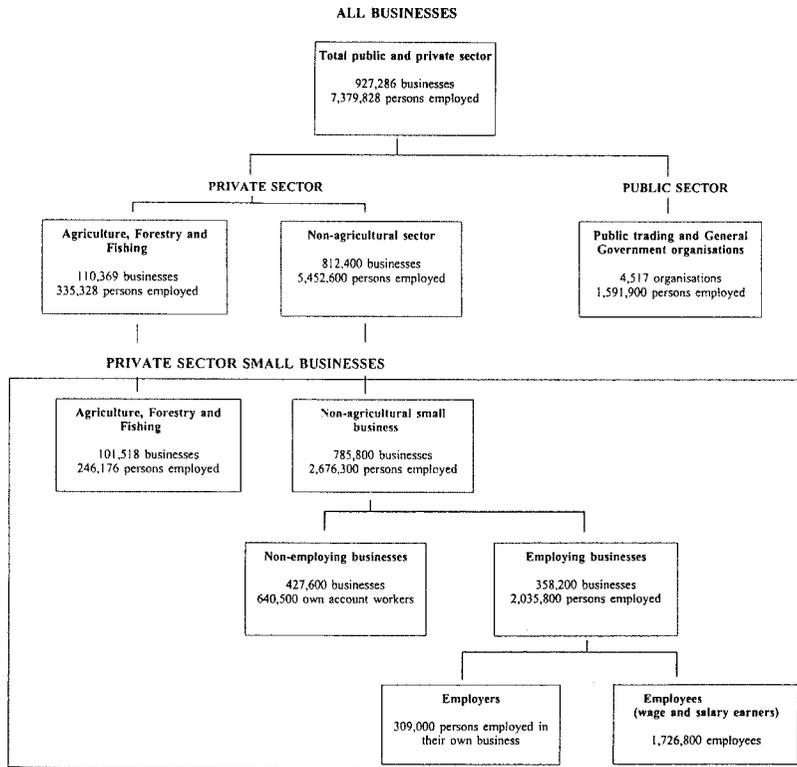
9) OECD, *Globalisation And Small and Medium Enterprises (SMEs)*, 1997, vol. 2, p. 7を参照。なお、このレポートは製造業とサービス業の2産業のみを取り上げており、鉱業、農業については中小企業の規定も紹介されていない。

10) 農業には林業、牧畜業、漁業を含む。共通して、常雇いの雇用者数が他産業に比して少ない割には経営規模が大きい、という特徴をもっている。

8) Ian Castles, *Small Businesses In Australia 1983-84 to 1986-87*, Forwordを参照。

オーストラリアにおける中小企業政策（草原）

図 1 オーストラリアの産業構造と中小企業（1994-95年）



出典：W. McLennan, *Small Business In Australia*, 1995. 5 ページより。

パーセントである。他方、民間部門には全事業所の 99.5 パーセントに上る 92 万強の事業所があり、これに全労働者の 78 パーセントに相当する 580 万人が従事している。

民間部門では農業（林業、漁業も含む）は比重が小さく、12 パーセントにあたる 11 万の事業所と 6 パーセントに相当する 33 万人の従業者がいる。とは言え、先進資本主義国としてはこの農業の比重は比較的高いとみてよい。農業の地位が比較的高いというのがオーストラリアの産業構造の特徴の 1 つである。

しかし、民間部門では非農業部門のもつ比重が大きい。88 パーセントに上る 81 万事業所に 94 パーセントに上る 540 万人が従事している。

こうしたなかで中小企業の位置をみると、農業の 92 パーセントは中小の事業所であり、そこで

の従業者は 73 パーセントに相当する。これは民間部門のなかの中小企業のうち 11 パーセントが農業部門の中小企業ということになる。

非農業部門についてみると、中小企業数は 97 パーセントに達する。その従業者数は 49 パーセント、実数にして 260 万人である。わが国同様、オーストラリアにおいても、中小企業は圧倒的な比重を占めるものである。なかでも零細層の比重が大きい。雇用労働者のいない零細企業が企業数にして半分以上の 54% に達し、その従業者の比率は 24 パーセント、つまりオーストラリアの非農業部門の中小企業労働者の 4 人に 1 人は自営業主なのである。

オーストラリアの産業構造を物的生産部門とサービス生産部門に大別して概括しておこう。これら二大産業部門に中小企業がどのように配分さ

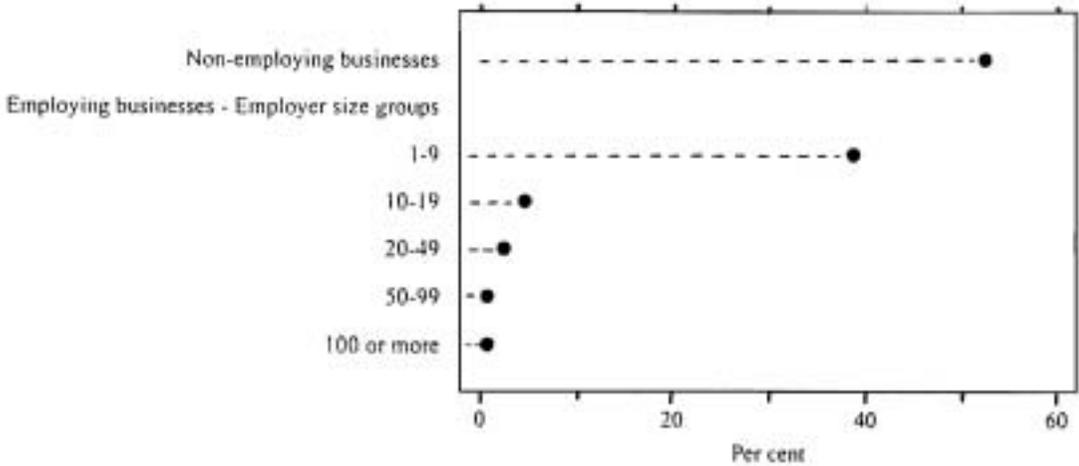
表 1 産業別中小企業の分布 (1994-95年)

(単位：千)

Industry Division —	Small Business						Total All Businesses		
	Employing		Non-employed		Total Small Business		Number of businesses	Employment	
	Number of businesses	Number of employers	Number of employees	Number of businesses	Number of businesses	Employment			
					Number of persons working in own business				
Mining	0.9	0.5	5.5	1.6	3.5	2.5	9.5	2.8	75.8
Manufacturing	35.8	23.9	373.9	32.1	47.5	67.9	445.3	69.4	949.8
Construction	43.7	50.9	148.9	106.0	162.2	149.7	362.0	151.5	451.3
Wholesale trade	32.3	15.4	174.0	17.7	26.6	50.0	216.0	53.9	458.5
Retail trade	67.1	96.7	296.1	67.6	114.1	134.7	506.9	138.7	1,038.8
Accommodation, cafes and restaurants	18.1	21.8	114.1	7.3	12.5	25.4	148.4	28.5	350.8
Transport and storage	15.3	12.2	62.7	28.7	48.1	44.1	123.0	45.5	242.3
Finance and insurance	13.4	2.2	40.3	7.3	8.2	20.7	50.7	21.8	250.1
Property and business services	65.5	41.2	240.2	65.9	96.5	131.4	377.9	135.3	664.1
Education	5.0	2.4	27.8	10.6	13.4	15.6	43.6	16.7	140.7
Health and community services	32.0	19.7	132.3	21.5	26.1	53.5	178.1	56.3	473.0
Cultural and recreational services	9.9	5.3	41.8	17.3	24.3	27.2	71.4	28.2	144.2
Personal and other services	18.1	15.3	66.3	37.0	47.9	55.0	129.5	55.9	188.9
<b>Total</b>	<b>358.2</b>	<b>309.0</b>	<b>1,726.8</b>	<b>427.6</b>	<b>640.5</b>	<b>785.8</b>	<b>2,676.3</b>	<b>812.4</b>	<b>5,452.6</b>
Goods producing industries	80.5	75.5	528.5	139.7	213.2	220.2	817.2	223.8	1,480.0
Services producing industries	277.6	233.5	1,198.3	287.9	427.2	565.6	1,859.0	588.6	3,972.5

出典：図1と同じ。10ページより。

図 2 中小企業の規模別分布 (1994-95年)



出典：図1と同じ。8ページより。

オーストラリアにおける中小企業政策（草原）

表 2 中小企業の地域別分布（1994-95年）

（単位：千）

State—	Small Business						Total All Businesses		
	Employing			Non-employing		Total Small Business			
	Number of businesses	Number of employers	Number of employees	Number of businesses	Number of persons working in own business	Number of businesses	Employment	Number of businesses	Employment
New South Wales	124.3	97.2	588.4	129.3	193.6	253.6	879.2	262.3	1,881.9
Victoria	94.9	69.0	462.9	101.3	152.1	196.2	684.0	203.5	1,420.3
Queensland	62.6	70.0	301.2	89.2	133.2	151.8	504.4	156.2	957.7
South Australia	27.3	22.5	133.4	36.9	55.5	64.2	211.4	66.4	422.9
Western Australia	32.2	34.2	156.1	51.5	77.3	83.7	267.6	86.4	533.3
Tasmania	8.6	9.6	43.6	9.7	14.7	18.3	67.9	18.8	121.1
Northern Territory	2.9	2.3	15.0	2.8	4.3	5.7	21.6	6.1	45.7
Australian Capital Territory	5.7	4.3	27.7	6.6	9.8	12.3	41.8	12.8	73.0
Total Australia(b)	358.2	309.0	1,726.8	427.6	640.5	785.8	2,676.3	812.4	5,452.6

出典：図 1 に同じ。10 ページより。

れているか、判断の重要な材料となるからである。

物的生産部門に分類されるものは、鉱業、製造業の他に広い意味での工業、すなわち電気・ガス・水道の供給業および建設業である。これに対してサービス生産部門に分類されるものは、商業の卸売と小売、宿泊・カフェ・レストラン、運輸と倉庫の流通業、通信、金融・保険、不動産、産業用サービス、教育、保健・コミュニティサービス、文化・レクリエーション関係、そして個人向けサービスである。この両者の比率は売上高又は出荷額からみて、全中小企業のうちサービス生産部門の中小企業によって71パーセントが生み出されており、それを全中小企業の69パーセントの従業者の働らきに基づいて生産した。（1994-95統計年度）

表 1 から概観できるように、中小企業の分布する産業できわだって目立つものは、小売業であり建設業であり、そして不動産と産業用サービスの3業種である。製造業での地位が低い点はわが国の例と著しい対照をなしている。この3業種に中小企業の半数以上が分布している。

さらに図 2 によって、中小企業の内部の階層をうかがってみると、自営業層の比重の大きいこと

が注目されよう。さらに零細層、従業員数で1~9人の事業所の圧倒的多数の状態にも注意を指し向けなければならない。

オーストラリアの産業構造をみる上で、集積のもつ意味を見落すことはできない<sup>11)</sup>。行政区、すなわち州と地域をとり出してみると、必ずしもこれは地理的な特性を代表するものではないが、産業構造と密接な関連をもちながら、産業の地域別集積をきわめて特徴的に表していることがわかる。

表 2 はこれを概括したものであるが、中小企業の集積の最大のものは、まずシドニーを首都とするニュー・サウス・ウェールズ州であり、次いでメルボルンを首都とするビクトリア州、第3にブリスベンを首都とするクイーンズランド州の3州である。この3つの州でオーストラリアの全中小企業の企業数が実に77パーセントを占めることになる。その従業者の集積は77パーセントに達する。地理的にはオーストラリア大陸の東側が全てこの3つの州で占められる。反対に、西側の

11) Industry Commission, *State, Territory And Local Government Assistance to Industry, Report No. 55, 29 October 1996, p. 32.*

表3 中小企業の成長 (民間部門)

(単位: パーセント)

Industry Division	Average annual growth		Annual growth rates						
	1983-84 to 1994-95		1991-92 to 1992-93		1992-93 to 1993-94		1993-94 to 1994-95		
	Businesses	Employment	Businesses	Employment	Businesses	Employment	Businesses	Employment	
Goods producing—									
Manufacturing	3.3	0.9	-2.3	1.4	2.4	0.1	0.6	-1.6	
Construction	3.8	4.2	0.9	4.2	-1.5	1.0	2.4	1.7	
Total goods producing	3.6	2.2	0.2	2.6	0.4	0.8	1.1	-0.2	
Services producing—									
Wholesale trade	1.6	2.9	0.2	2.4	1.0	-1.9	-7.4	-1.8	
Retail trade	-0.4	0.3	1.3	0.9	-6.8	-10.7	-3.4	5.3	
Accommodation, cafes and restaurants	2.5	2.3	2.5	-2.2	-2.7	-0.4	-2.3	3.1	
Transport and storage	1.1	4.0	1.1	2.1	6.4	7.9	-14.5	-10.0	
Finance and insurance	4.8	4.2	-1.8	3.0	-3.4	-3.7	14.4	-1.4	
Property and business services	6.9	4.4	2.1	5.3	-0.4	-1.0	17.6	5.1	
Education	7.0	6.0	9.0	13.9	2.8	-1.0	2.0	-1.1	
Health and community services	7.7	5.9	-1.2	7.3	2.8	-0.4	30.8	11.7	
Cultural and recreational services	3.4	2.4	0.9	-0.3	-0.7	-1.5	5.0	0.3	
Personal and other services	5.1	3.1	3.6	3.8	-1.7	-2.3	10.9	3.2	
Total services producing	3.2	2.7	1.5	2.8	-1.4	-3.4	6.2	3.7	
Total Private Sector	3.3	2.5	1.1	2.7	-0.8	-2.1	4.3	2.2	

出典: 図1に同じ。19ページより。

全部を占め、面積でも最大の州のウエスタンオーストラリア、すなわち首都に美しい街並を誇る観光都市パースをいただくこの州は、中小企業の集積度は低い。近年、この地域の住民が出稼ぎにメルボルンなどへ流出するといわれているのもうなずけよう。オーストラリアでは熱帯性雨林気候の地帯に入るダーウィンを首都とする北部地域は、産業全体としても、中小企業としてもその集積の度合は極めて低い。同様なことが、現在、最も開発の焦点になっている南の島部の州タスマニアについても言える。オーストラリアでの中小企業の集積はこうして特異な様相を見せている。

#### VI オーストラリアの中小企業の成長性

オーストラリアで中小企業が統計的に抽出され始めた1980年代から10年間の発展の跡をたどってみよう。表3はこれを概観したものである。

まず中小企業の企業数についてみると、この10年間に、実に43パーセントの伸びをみせたこ

とが明白である。これは年率になおすと3.3パーセントの成長を続けてきたこととなる。雇用労働者をかかえる中小企業と雇用労働者のいない中小企業すなわち自営業層とに分けてみると、前者はこの10年間に38.7パーセントの伸び、年率にして3パーセントで伸びてきた。これに対して後者すなわち自営業層は年々3.6パーセントの伸びを続けながら、結局46.8パーセントと50パーセント近い成長をとげた。

他方、従業者数の伸張度をみてみよう。これは年平均2.5パーセントの伸びを続けて10年間に32パーセントも増大したことになる。このうち雇用主の増大もかなりのもので、年平均では1パーセントずつであるが、13パーセント以上も増大した。なかでも顕著なものは自営業者で、この間46.5パーセントも増大したことが目立っている。また中小企業での雇用労働者についてみると、年々2.5パーセントの伸びを示しつつ、10年間では30パーセント以上も増大した。

企業数の伸び方と従業者数の伸び方を比較して

オーストラリアにおける中小企業政策（草原）

表 4 零細企業の産業別分布（1994-95年）

Industry division	Employing	Non-employed	Total	Per cent of small businesses	Per cent of all businesses
	('000)	('000)			
Mining	0.5	1.6	2.1	84.0	75.0
Manufacturing	17.2	32.1	49.3	72.6	71.0
Construction	35.5	106.0	141.5	94.5	93.4
Wholesale trade	17.1	17.7	34.8	69.6	64.6
Retail trade	43.6	67.6	111.2	82.6	80.2
Accommodation, cafes and restaurants	8.5	7.3	15.8	62.2	55.4
Transport and storage	10.8	28.7	39.5	89.6	86.8
Finance and insurance	11.1	7.3	18.4	88.9	84.4
Property and business services	48.9	65.9	114.8	87.4	84.9
Education	2.8	10.6	13.3	85.3	79.6
Health and community services	22.0	21.5	43.5	81.3	77.3
Cultural and recreational services	7.0	17.3	24.2	89.0	85.8
Personal and other services	13.8	37.0	50.8	92.4	90.9
<b>Total</b>	<b>239.3</b>	<b>427.6</b>	<b>666.9</b>	<b>84.9</b>	<b>82.1</b>

出典：図 1 に同じ。57 ページより。

推測できることは、オーストラリアでの中小企業の成長は、自営業層の増大によって支えられており、従業員の規模から見ても零細層の企業の伸張が果たした意味が大きい、といえる。

ところで、1990年代に入ってから動向をみると、総じて中小企業の成長は低くなり、中小企業数の伸びは年率 1.5 パーセントとなり、従業者数の伸びは 1 パーセントに満たないレベルへと落ち込んできている。

### VII オーストラリア中小企業の零細性

1980年代から90年代にかけて、相当に高い伸びを示してきたオーストラリアの中小企業は以上見てきたことから言えるように、零細性を強くもつものになってきたと言える。いま、これを示す特徴を表 4 でみることにしよう。この表は雇用者（従業員と呼んできた）数が 5 人未満の事業所について、業種別にみたものである。

いま、これらの事業所を零細企業と呼ぶならば、最近のオーストラリアでは 67 万の零細企業

が存在し、非農業部門の中小企業の圧倒的多数、すなわち 85 パーセントを占めていることになる。これはまた民間部門における全事業所数からみれば 82 パーセントに相当する。

特に、建設業では中小企業の中の 94.5 パーセント、小売業では 82.6 パーセント、不動産業と産業用サービスでは、中小企業のうちの 87.4 パーセントが実に零細企業によって占められている。

### VIII オーストラリアの中小企業にみる格差の存在

オーストラリアの中小企業の成長性は先にみてきた。では、その安定性はどのようなものか。企業倒産の例を中小企業と大企業との比較でみることによって、中小企業の安定性を見てみたいが、これを示す資料は直接には示されていないので、うかがい知ることは不可能である。わずかに倒産の原因別の事例が「白書」に傍証されているに過ぎない<sup>12)</sup>。

12) the Annual Report by the Attorney-General of The Bankruptcy Act によって 1996 年に発表されている。

表5 企業規模別賃金格差 (ニューサウスウェールズ, 1992-94年)

(単位: ドル)

		Employer size group				
		Less than 20	20-49	50-99	100 or more	Total
NEW SOUTH WALES						
<i>Average weekly total earnings (\$)—</i>						
Males	1992	526.6	584.8	609.3	676.9	612.4
	1993	527.6	599.2	650.6	699.7	632.9
	1994	541.4	628.3	659.1	710.0	652.4
Females	1992	448.7	526.6	503.3	522.8	500.2
	1993	468.9	503.6	548.5	534.9	517.5
	1994	501.4	548.1	559.6	570.3	550.6
Persons	1992	499.0	565.2	569.4	615.5	570.1
	1993	507.2	566.6	613.2	629.9	588.2
	1994	526.3	603.9	632.7	653.5	614.9
<i>Average weekly hours—</i>						
Males	1992	39.7	40.3	41.0	41.8	40.9
	1993	40.0	41.5	42.5	41.7	41.3
	1994	40.0	41.6	45.5	41.9	41.9
Females	1992	38.1	38.3	38.4	38.1	38.2
	1993	38.1	37.9	38.1	38.7	38.4
	1994	38.4	38.8	38.6	38.5	38.5
Persons	1992	39.2	39.6	40.0	40.3	39.9
	1993	39.3	40.3	40.9	40.4	40.2
	1994	39.4	40.7	43.7	40.5	40.7
<i>Average hourly earnings (\$)—</i>						
Males	1992	13.3	14.5	14.9	16.2	15.0
	1993	13.2	14.5	15.3	16.8	15.3
	1994	13.5	15.1	14.5	16.9	15.6
Females	1992	11.8	13.8	13.1	13.7	13.1
	1993	12.3	13.3	14.4	13.8	13.5
	1994	13.1	14.1	14.5	14.8	14.3
Persons	1992	12.7	14.3	14.2	15.3	14.3
	1993	12.9	14.1	15.0	15.6	14.6
	1994	13.4	14.8	14.5	16.1	15.1

注) 民間部門の企業における賃金格差。男子正規雇用労働者の週平均賃金額と週平均労働時間。調査時点は各年とも5月。

出典: 図1に同じ。75ページより。

賃金格差をみてみよう。いま、最も中小企業が集積するニュー・サウス・ウェールズ(首都はシドニー)についてみたものが表5である。一見して企業規模別に格差が存在することがわかる。それに男女間の賃金格差が重なっている。賃金は企業規模が大となるにつれて中小企業のそれよりも高くなって行く。この傾向は、全ての州、全ての地域に共通する現象である。しかし、その差は

100人以上の企業を100とすれば、20人以下の賃金は81である(1994年の週賃金の男女平均)。これは日本の企業規模別賃金格差の存在に比して、著しい違いを示すものであり、企業規模別賃金格差、すなわち大企業と中小企業との間の賃金格差は存在はするがその差は小さく、格差と言えるほどのものではないことを示している。

(日本大学経済学部教授)